

2020年6月22日
弁護士 新里 宏二

破産事件(地方裁判所) 新受事件
自然人自己破産

| 金地裁 | 平成24年 | | | | | | 平成25年 | | | | | | 平成26年 | | | | | | 平成27年 | | | | | | 平成28年 | | | | | | 平成29年 | | | | | |
|-----|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|--|
| | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | |
| 1月 | 5,110 | 5,110 | 30.7% | 80.7% | | 4,271 | 4,271 | 83.6% | 83.6% | | 4,213 | 4,213 | 98.6% | 98.6% | | 4,011 | 4,011 | 95.2% | 95.2% | | 3,770 | 3,770 | 94.0% | 94.0% | | 3,369 | 3,369 | 102.6% | 102.6% | | | | | | | |
| 2月 | 7,165 | 12,275 | 82.3% | 81.6% | | 5,871 | 10,142 | 81.3% | 82.6% | | 4,970 | 9,183 | 84.7% | 90.5% | | 4,835 | 8,906 | 98.5% | 97.0% | | 5,200 | 8,970 | 100.2% | 100.7% | | 5,200 | 9,069 | 100.0% | 101.1% | | | | | | | |
| 3月 | 7,819 | 20,084 | 81.9% | 81.7% | | 6,802 | 16,744 | 84.4% | 85.3% | | 5,625 | 14,808 | 85.2% | 88.4% | | 5,720 | 14,626 | 101.7% | 98.8% | | 5,877 | 14,947 | 104.5% | 102.2% | | 6,347 | 15,416 | 106.6% | 103.1% | | | | | | | |
| 4月 | 7,064 | 27,158 | 76.3% | 80.2% | | 6,362 | 23,306 | 92.5% | 85.8% | | 5,837 | 20,645 | 89.0% | 88.6% | | 5,837 | 20,463 | 100.0% | 99.1% | | 5,819 | 20,766 | 99.7% | 101.5% | | 5,851 | 21,267 | 100.5% | 102.4% | | | | | | | |
| 5月 | 6,822 | 33,980 | 83.5% | 80.9% | | 6,414 | 29,720 | 94.0% | 87.5% | | 5,499 | 26,144 | 85.7% | 88.0% | | 4,828 | 25,291 | 87.8% | 96.7% | | 4,934 | 25,700 | 102.2% | 101.6% | | 5,453 | 26,220 | 110.5% | 104.0% | | | | | | | |
| 6月 | 7,312 | 41,292 | 76.9% | 80.1% | | 6,166 | 35,886 | 84.3% | 86.9% | | 5,704 | 31,848 | 92.5% | 88.7% | | 5,706 | 30,987 | 100.0% | 97.3% | | 5,817 | 31,517 | 101.9% | 101.7% | | 6,332 | 33,052 | 108.3% | 104.9% | | | | | | | |
| 7月 | 6,948 | 48,240 | 80.2% | 80.1% | | 6,350 | 42,236 | 91.4% | 87.6% | | 5,926 | 37,774 | 93.3% | 89.9% | | 5,857 | 36,854 | 98.8% | 97.6% | | 5,605 | 37,122 | 95.7% | 100.7% | | 5,848 | 38,900 | 104.5% | 104.8% | | | | | | | |
| 8月 | 6,634 | 54,874 | 81.0% | 80.2% | | 5,817 | 49,053 | 87.7% | 87.6% | | 5,315 | 43,089 | 91.4% | 89.7% | | 4,834 | 41,688 | 91.0% | 96.7% | | 5,320 | 42,352 | 108.2% | 101.6% | | 5,634 | 44,334 | 107.7% | 105.2% | | | | | | | |
| 9月 | 6,378 | 61,252 | 80.8% | 80.3% | | 5,554 | 55,607 | 87.1% | 87.5% | | 5,213 | 48,302 | 93.9% | 90.1% | | 5,147 | 46,835 | 98.7% | 97.0% | | 5,335 | 47,687 | 103.7% | 101.8% | | 5,937 | 50,471 | 111.3% | 105.8% | | | | | | | |
| 10月 | 7,025 | 68,277 | 89.5% | 81.2% | | 6,254 | 59,861 | 89.0% | 87.7% | | 5,974 | 54,276 | 95.5% | 90.7% | | 5,787 | 52,622 | 96.9% | 97.0% | | 5,330 | 53,017 | 92.1% | 100.8% | | 5,761 | 56,232 | 108.1% | 106.1% | | | | | | | |
| 11月 | 7,048 | 75,325 | 90.6% | 81.9% | | 5,847 | 63,708 | 83.0% | 87.2% | | 4,888 | 59,74 | 83.8% | 90.1% | | 4,937 | 57,559 | 100.8% | 97.3% | | 5,277 | 58,294 | 106.9% | 101.3% | | 5,630 | 61,862 | 106.7% | 106.1% | | | | | | | |
| 12月 | 7,342 | 82,667 | 85.5% | 82.2% | | 6,340 | 72,048 | 86.6% | 87.2% | | 6,015 | 65,189 | 94.9% | 90.5% | | 6,285 | 63,844 | 104.5% | 97.9% | | 6,343 | 64,637 | 100.9% | 101.2% | | 6,829 | 68,791 | 109.2% | 106.4% | | | | | | | |
| 総計 | 87,667 | | | | | 82.2% | -17.8% | 72,048 | | 87.2% | -12.8% | 65,189 | | 90.5% | -9.5% | 63,844 | | 97.9% | -2.1% | 64,637 | | 101.2% | 1.2% | 68,791 | | 106.4% | 6.4% | | | | | | | | | |

| 全地裁 | 平成30年 | | | | | | 平成31年／令和元年 | | | | | | 令和2年 | | | | | | 前年比 の増減 | | | | | | | | | |
|-----|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------------|-----------|------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | 新受件数 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 前年比 | 前年 同月比 | | | | | | | | |
| 1月 | 4,077 | 4,077 | 105.4% | 105.4% | | 4,456 | 4,456 | 109.3% | 108.3% | | 4,456 | 4,456 | 103.9% | 103.9% | | 4,632 | 4,632 | 103.9% | 103.9% | | | | | | | | | |
| 2月 | 5,245 | 9,322 | 100.9% | 102.8% | | 5,754 | 10,210 | 109.7% | 109.5% | | 5,681 | 16,891 | 104.0% | 107.3% | | 5,558 | 10,170 | 96.2% | 99.0% | | | | | | | | | |
| 3月 | 6,424 | 15,746 | 101.2% | 102.1% | | 6,681 | 23,821 | 111.2% | 108.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 6,233 | 21,970 | 106.5% | 103.3% | | 5,229 | 23,050 | 86.5% | 105.7% | | 6,519 | 41,858 | 103.4% | 102.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | 6,046 | 28,025 | 110.9% | 104.9% | | 6,289 | 35,339 | 95.4% | 102.1% | | 6,149 | 59,757 | 94.1% | 100.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 6,592 | 34,617 | 104.1% | 104.7% | | 6,149 | 59,757 | 94.1% | 100.9% | | 6,222 | 65,979 | 93.1% | 100.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | 6,278 | 40,835 | 107.4% | 105.1% | | 6,000 | 70,000 | 100.0% | 100.0% | | 6,000 | 70,000 | 100.0% | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | 6,147 | 47,042 | 109.1% | 105.6% | | 6,289 | 47,784 | 96.5% | 101.6% | | 6,147 | 47,784 | 96.5% | 101.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 5,634 | 52,676 | 94.9% | 104.4% | | 5,824 | 53,608 | 103.4% | 101.8% | | 5,824 | 53,608 | 103.4% | 101.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | 6,534 | 59,210 | 113.4% | 105.3% | | 6,149 | 59,757 | 94.1% | 100.9% | | 6,222 | 65,979 | 93.1% | 100.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 6,684 | 65,894 | 118.7% | 106.5% | | 6,222 | 65,979 | 93.1% | 100.1% | | 6,222 | 65,979 | 93.1% | 100.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 7,190 | 73,084 | 103.8% | 106.2% | | 6,222 | 73,095 | 98.0% | 100.0% | | 6,222 | 73,095 | 98.0% | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 73,084 | | | | | 106.2% | 73,095 | | | | 106.2% | 73,095 | | | | 100.0% | 0.0% | 101.7% | | | | | | | | | | |

(注: 最高裁判所HP 司法統計 月報(速報値)から)

個人再生事件(地方裁判所)
小規模・給与取得者等
新受事件

（注・最高裁判所HP 司法統計 目録（速報値）から）

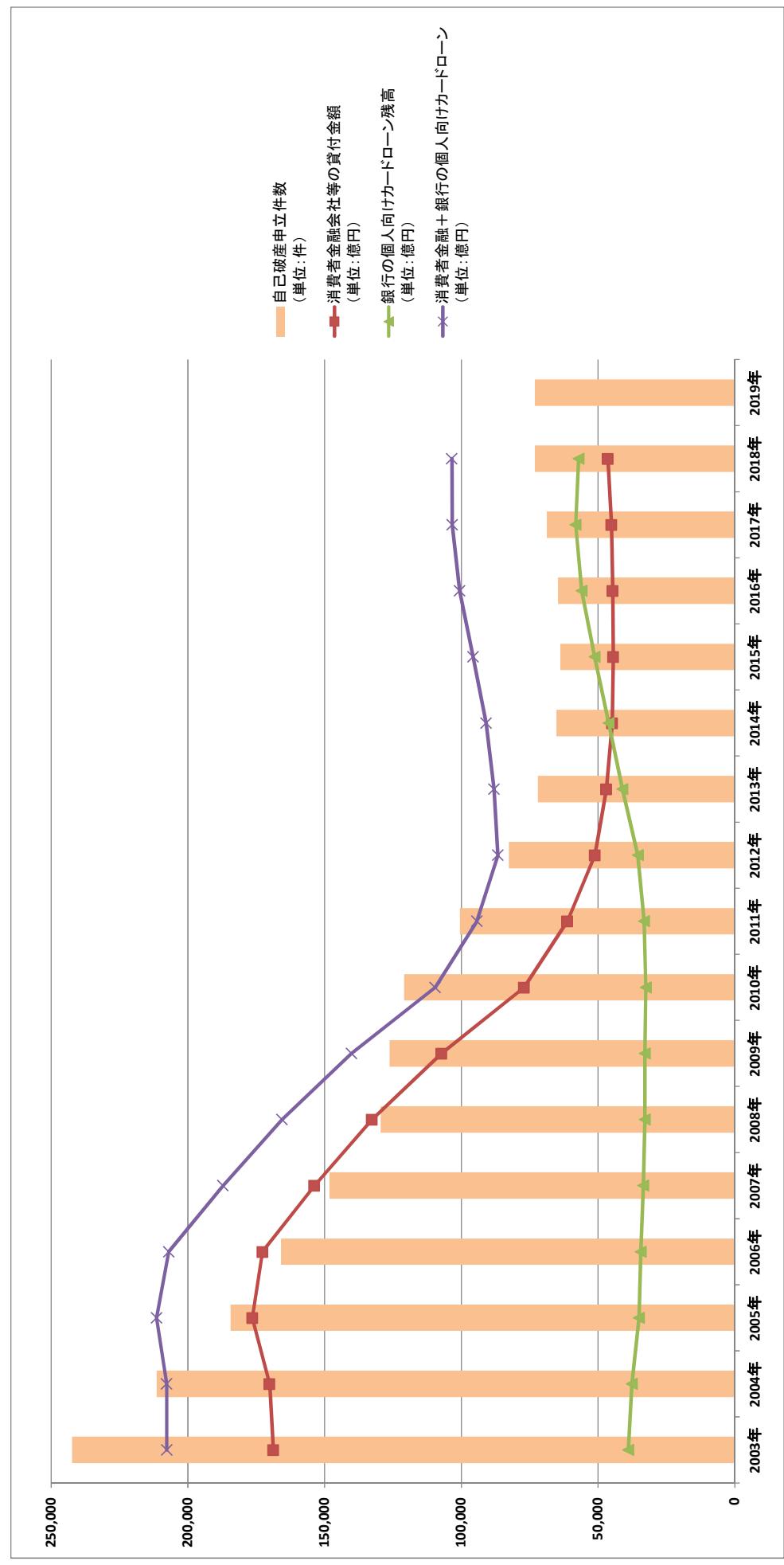
個人再生事件(地方裁判所) 新受事件
小規模・給与取得者等

| 全地裁 | 令和2年 | | | | | |
|-----|-------|------------|-------------------|-------------|-----------|-----------|
| | 新受件数 | うち、 小規模 | うち、 給与 取得者等 | 1月から の累計 | 前年 同月比 | 前年 累計比 |
| 1月 | 880 | 828 | 52 | 880 | 101.3% | 101.3% |
| 2月 | 1,016 | 959 | 57 | 1,896 | 92.0% | 96.1% |
| 3月 | | | | | | |
| 4月 | | | | | | |
| 5月 | | | | | | |
| 6月 | | | | | | |
| 7月 | | | | | | |
| 8月 | | | | | | |
| 9月 | | | | | | |
| 10月 | | | | | | |
| 11月 | | | | | | |
| 12月 | | | | | | |
| 総計 | 1,886 | 1,787 | 109 | 1,896 | | |

(注:最高裁判所HP 司法統計 月報(速報値)から)

破産件数と貸出残高(2003年～2019年)

| | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|
| 自己破産申立件数 (単位:件) | 242,357 | 211,402 | 184,422 | 165,932 | 148,248 | 129,508 | 126,265 | 120,930 | 100,510 | 82,668 | 72,048 | 65,189 | 63,856 | 64,639 | 68,792 | 73,099 | 73,095 |
| 消費者金融会社等の貸付金額 (単位:億円) | 163,772 | 170,094 | 176,399 | 172,651 | 153,695 | 132,699 | 107,207 | 77,055 | 61,185 | 51,183 | 46,965 | 44,837 | 44,438 | 44,617 | 45,108 | 46,406 | |
| 銀行の個人向けカードローン残高 (単位:億円) | 38,960 | 37,053 | 35,052 | 34,335 | 33,451 | 32,844 | 32,915 | 32,554 | 33,124 | 35,442 | 41,097 | 46,117 | 51,227 | 56,024 | 58,186 | 57,064 | |
| 消費者金融+銀行の個人向けカードローン (単位:億円) | 207,732 | 207,747 | 211,451 | 206,986 | 187,146 | 165,543 | 140,122 | 109,609 | 94,309 | 86,625 | 88,062 | 90,954 | 95,665 | 100,641 | 103,294 | 103,470 | |



中小企業・小規模事業者に対する新型コロナウイルス感染症 対策の緊急融資に関して改善を求める会長声明

政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、5月4日には同月31日まで延長した。その後、同月14日には39県で解除に至ったが、依然、国民生活全体に大きな影響が及んでいる。特に、リーマンショックをはるかに上回ると言われる経済活動の停滞の中で、多くの中小企業・小規模事業者の業況が急速に悪化し、資金繰りに困難が生じている。これらの中小企業・小規模事業者の経営破たんを回避するための資金の注入は、もはや一刻の猶予も許されない。

このような状況下での中小企業・小規模事業者の資金繰り支援策としては、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証制度、危機関連保証制度、さらには都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資等の新型コロナウイルス感染症対策の緊急融資（以下、これらを「緊急融資」という。）が期待される。

しかし、これらの緊急融資は、現在の金融機関の組織体制で対応可能な数を圧倒的に上回る申込みがなされ、依然として融資実行までには時間がかかる状況にあり、事業者が求める資金需要に追いついていない。

また、一定の事業価値があるものの、既存の借入金負担が重い事業者や、事業再生（民事再生手続の利用を含む。）に取り組んでいる事業者は、事実上、新規融資が受けられない現実がある。

さらに、緊急融資は、無利子・無担保とうたわれる一方で、代表者の個人保証が求められる場合も少なくないが、個人保証の徴求が中小企業・小規模事業者にとって過度な負担となることで、迅速な融資実行の妨げとなるおそれがある。このような事態は、緊急融資を行う趣旨及び経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消するという「経営者保証に関するガイドライン」の目的に適合しない。

他方で、緊急融資を受けると既存借入に加えて更に借入金が増加することになるが、その返済につき何らの軽減策もない状態では、その返済が負担となって中小企業・小規模事業者が経営破たんするという事態にもなりかねず、また、それを怖れて緊急融資を受けること自体を躊躇させてしまうことにもなる。この点では、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法において採用された債権買取りスキーム等が参考になる。

以上の点を踏まえ、当連合会は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、資金繩りが悪化している中小企業・小規模事業者に対する支援を促進する観点から、国及び関係諸機関に対し、新型コロナウイルス感染症対策の緊急融資について次の4点について速やかに改善されることを強く求める。

- 1 中小企業・小規模事業者に対する緊急融資実行の迅速化・効率化を図るためには、金融機関における融資の審査プロセスをより一層簡素化すること。
- 2 既存の借入金負担が重くなっている事業者や事業再生に取り組んでいる事業者に対しても、積極的に緊急融資を推し進めること。
- 3 中小企業・小規模事業者に対する緊急融資については、原則として個人保証を求めない運用とすること。
- 4 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法において採用された債権買取りスキーム等も参考にしつつ、既存債務を含めた緊急融資に対する返済の負担を軽減する措置を検討すること。

2020年（令和2年）5月15日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

令和2年5月11日

新型コロナ問題に自然災害ガイドラインを適用する場合の検討課題の提言

仙台弁護士会会长 十河 弘

令和2年4月28日付け「新型コロナウイルス感染症に対応した債務減免制度の整備を求める提言書」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対して自然災害ガイドラインを適用するに際しては、少なくとも以下の諸課題について検討されるべきである。なお、今後さらに検討されるべき事項がある場合には、必要に応じて追加提言を行う予定である。

1 対象債務者（GL3（1））について

① 返済比率基準について（「原則支払不能類型」の創設）

返済比率にかかわらず、世帯人数に応じて年収額が一定金額以下の場合には、原則として支払不能要件を充足するものとして取り扱うべきである。

（理由）

- ・自然災害GLでは、原則として返済比率40%超の場合を支払不能として取り扱うとしている（運用規準4・いわゆる返済比率基準）。しかし、収入が一定額以下の場合、返済比率に関わらず返済余力が生じないことが通常であるから、このような場合に返済比率基準を当てはめるのは妥当ではない。
- ・例えば、年収が2人以下世帯は300万円以下、3人世帯は400万円以下、4人世帯以上世帯は500万円以下であれば、原則として支払不能とみなすといった運用が考えられる。

② 個人事業主の支払不能要件の判断

個人事業主については、いわゆる年収基準・返済比率基準は適用せず、支払不能要件を実質的かつ柔軟に判断すべきである。

（理由）

- ・年収基準、返済比率基準は、住宅ローンを負担する消費者を念頭に置いて策定されたものであり、個人事業主の場合は妥当しない。
- ・仮に個人事業主の支払不能要件判断に関する一定の基準（目安）を策定する場合においても、硬直的な運用とならないよう、柔軟な判断が可能なものとすべき。

③ 弁済猶予等を受けている場合の支払不能要件の判断

支払不能要件の判断にあたっては、コロナを理由とする弁済猶予等を受けている場合であっても、それがない状態を前提に判断すべきである。

(理由)

- ・コロナを理由として弁済猶予等を受けている場合においても、仮に当該弁済猶予等がなくなれば支払が困難となる場合には救済の必要がある。また、弁済猶予等がなくなるまで制度の利用ができなければ、単に問題の先送りになりかねない。
- ・なお、運用規準4なお書きでは、リスクを受けている場合でもリスク前の返済額を前提に支払不能要件を判定するものとされている。

④ 新規融資を受けている場合の支払不能要件の判断

コロナを原因とした新規融資を受けている場合でも、原則として支払不能要件充足性を否定すべきではない。

(理由)

- ・運用規準1.4では、住宅ローン等の高額の新規融資を受けた場合には、特段の事情がない限り、(支払不能要件を充足せず)ガイドライン手続を開始しないこととされている。しかしながら、今般のコロナ対策における様々な融資制度が設けられている中、生活や事業の再建のために融資を利用したがためにガイドラインの利用が否定されることとなつては、ガイドラインの趣旨に反する。

2 対象債権者（自然災害GL3（2））について

① 対象債権者の範囲

従前の自然災害GLと同様、原則として金融機関等でよいと考える。

(理由)

金融機関以外の賃料債権者や売掛債権者なども含めた場合、合意の形成が困難となり、円滑な債務整理が困難となるおそれがあるため。

② 「既往債務」の範囲（基準時）

自然災害GLに基づく対象債権者となるのは、原則として既往債務の債権者であるが、いかなる時点以前の債務を「既往債務」とすべきか、について検討が必要である。特定の日をもって一律に定める考え方、個別事案ごとに定める考え方（例えば、コロナの影響による売上減少や収入減少が発生した月の末日とする等）が考えられる。

3 登録支援専門家の委嘱（自然災害GL5）について

① 主たる債権者の着手同意

登録支援専門家委嘱の要件として、主たる債権者の着手同意が必要とされる点について、これを不要とすることも含め検討されるべきである。

(理由)

- ・金融機関等の担当者のガイドラインに対する認識によっては、債務者のガイドライン利用を阻害することにもなりかねないうえ、債務者にとっても負担である。
- ・対象債務者要件に該当しないことが「明白な」場合以外は着手同意することとされている以上、金融機関においても実質的判断をすることは予定されていない。
- ・金融機関の着手同意の有無にかかわらず、弁護士会から運営機関に委嘱依頼がなされた事案については、登録支援専門家を委嘱する、という方式等が考えられないか。

4 債務整理の開始等（自然災害GL6）について

① 必要書類の簡素化

簡易迅速な手続きでの債務整理を可能とするために、必要書類の簡素化が検討されるべきである。とくに、原則支払不能類型（上記1①参照）に該当する場合は、類型的に必要書類の簡素化がはかられるべきである。

5 調停条項案（自然災害GL8）について

① 個人事業主の債務弁済期間

個人事業主の事業再建型の弁済計画については、債務弁済期間を原則10年以内とすることが検討されるべきである。

(理由)

- ・新型コロナウイルスの事業に対する影響は長期化する懸念もあることから、事業者については、現行の5年という弁済期間を通常再生に準じて原則10年とすることが検討されるべき。

② 自由財産の範囲

a 非事業者の自由財産の範囲

原則として、現行自然災害GLの考え方（差押禁止財産のほか、500万円を上限とする預貯金を自由財産として認める等）は維持されるべきである。

b 個人事業主の事業用資産の取り扱い

個人事業主の事業用資産については、原則としていわゆる500万円枠とは別枠の自由財産として取り扱われるべきである。

(理由)

- ・個人事業主が事業再建をはたすためには事業用資産の保持は必要不可欠。
- ・差押禁止財産に該当する場合も少なくない。
- ・仮に差押禁止財産には該当しない場合でも、ほとんどのケースではほぼ処分価値はないものと考えられる。

③ リース債権者の取り扱い

リース債権者も対象債権者に含まれるが (G L 3(2)), その弁済計画案においては、公正価額の弁済により残リース債務の免除を受けられることが可能であることが確認されるべきである。

(理由)

- ・個人事業主が事業を継続するためには、事業用リース物件の保持が必要であることが多いが、リース物件については他の担保権と同様に、公正価額の弁済を行うことにより保持が可能であることが確認されることが、リース債権者との間の円滑な債務整理の成立に資する。

以上

偽装ファクタリング業者に対する適切な規制を求める意見書

2020（令和2）年5月13日

東京弁護士会 会長 富田秀実

第1 意見の趣旨

- 1 捜査当局（検察庁・警察）は、ファクタリングと称して、貸金業の登録を受けずに、業として、年利換算で20%を超える高額な手数料で、「金銭の貸付け」に該当すると解すべき資金融通サービス（具体的には、ファクタリング契約ないし債権譲渡契約において、譲受人に償還請求権や買戻請求権が付いている場合、債務者への通知や債務者の承諾の必要がない場合や、譲渡人が譲受人から債権を回収する業務の委託を受け譲受人に支払う仕組みとなっている場合など）を行う者（以下「偽装ファクタリング業者」という。）について、貸金業法違反（無登録営業）および出資法違反（高金利）の摘発・取締りを強化すべきである。
- 2 国（金融庁・法務省）、都道府県および国民生活センターは、前項のような偽装ファクタリング業者についての実態把握に努め、広く国民に対し、その手法を公開し、これら偽装ファクタリング業者を利用することのないように注意喚起するとともに、すでに偽装ファクタリング業者を利用してしまった被害者のための相談体制を強化すべきである。
- 3 国（衆議院・参議院・金融庁・法務省）は、法解釈上の疑義が生じる余地がないよう、貸金業法第2条、第42条及び出資法第7条を改正して、第1項のような偽装ファクタリング業者の行う資金融通サービスについても、金銭の貸付けとみなす（金銭の貸付けに含む）ことを、条文上、明記することを検討すべきである。

第2 意見の理由

1 ファクタリングの増加

いわゆるファクタリングとは、企業が保有している売掛債権を割り引いて買い取り、その債権の管理・回収を行うサービスであると考えられているが、こ

のところ、ファクタリングと称して、実質的には、高金利で金銭を貸し付けているものとみるべき事例が増えてきている。

これらファクタリング業者は、自らの行っている事業は「債権の売買」であり、金銭の「貸付け」には当たらないから、貸金業法や出資法の適用を受けないなどと主張し、貸金業の登録も受けないまま、あたかも、合法な金融サービスであるかのように、堂々と、インターネット上で宣伝広告をし、広く顧客を募っている。その上で、年利に換算すると数百パーセント以上にも相当するような高額な手数料（債権額と債権買取金額の差額）を徴収している。

さらに、最近では、給与ファクタリングと称して、給与所得者から、貸金債権を買い取るという形式を用いて、年利に換算すると数百パーセント以上にも相当するような高額な手数料を徴収して、資金融通サービスを行う者も増えてきている。

これらの事例のほとんどは、債権の買い取りの際に債務者への通知を行わない、いわゆる「二者間ファクタリング」であり、ファクタリング業者が自ら債権の管理・回収を行っているという実態はない。

2 ファクタリング取引も「貸付け」に該当し得ること

貸金業法は、「金銭の貸付け」は「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。」としている（同法第2条第1項）。また、出資法も、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」は「金銭の貸付けとみなす。」としている（法第7条）。

したがって、たとえファクタリング取引（売買契約）の形式（金銭消費貸借契約以外の法形式）をとっていたとしても、それだけで、当然に貸金業法および出資法の適用を免れるものではない。いわゆるファクタリング取引であっても、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有しているものは、貸金業法第2条第1項および出資法第7条の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当することになる。

この点、例えば、ファクタリング契約ないし債権譲渡契約において、譲受人に償還請求権や買戻請求権が付いている場合など、債権譲受人は回収不能のリスクを負わず、これを譲渡人が負担するような形になっている場合には、手形

の割引にも近く、経済的に貸付けと同様の機能を有しているといえるから、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当すると解すべきである。

また、ファクタリング契約ないし債権譲渡契約において、売掛先への通知や承諾の必要がない場合や、債権の譲渡人が譲受人から債権を回収する業務の委託を受け譲受人に支払う仕組みとなっている場合（いわゆる二者間ファクタリング）も、売買の目的物とされる債権を譲渡人から譲受人に確定的に移転させ、譲受人から債務者に対して直接その支払を求めるることは、原則として予定されず、譲受人は通常、譲渡人に対してその支払を求めることが想定されていることなどからすれば、実質的には、経済的に債権担保貸付けと同様の機能を有しているものといえるから、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当すると解すべきである。

このところ問題となっている事例の多くは、これらに当たると考えられるものである。したがって、貸金業法の登録を受ければ、業として、このような資金融通サービスを行っている場合には貸金業法違反（同法第47条第2号、第11条第1項）であり、また、その手数料（債権額と買取金額の差）が年率換算で出資法違反の高金利となる場合には出資法違反（同法第5条第2項、同第3項）となる。

3 ファクタリング被害ホットラインの実施

当会では、近年、貸金業登録のない業者がファクタリングを謳って売掛金や給与などの債権の売買を装い、実質的に利息制限法や出資法の上限利率を超える高い利息を取っている事案が増えていることから、このような悪質なファクタリング取引に苦しんでいる方からの相談に応じるとともに、ファクタリング被害の実態を把握することを目的として、2019年12月10日、「ファクタリング被害ホットライン」と題して、無料電話相談を実施した。

上記のホットラインに寄せられた相談の多くは給与ファクタリングに関するものであり、いずれも、約1か月先の給与債権の一部を債権額の6～8割程度で売ったこととするなど、これを年利に換算すると、数百パーセント以上と、出資法5条第1項・第3項の上限利率をも大幅に上回るものであった。

また、事業者の売掛債権ファクタリングについても、同様に、約1か月先が

支払期日となっている売掛債権の一部を債権額の8割程度で売ったこととするなどであり、やはり、これを年利に換算すると、出資法5条第1項・第3項の上限利率をも大幅に上回るものであった。

このような偽装ファクタリングを利用してしまった被害者らの多くは、資金繰りに窮している中で、あたかも、それが適法な金融サービスであるかのような宣伝広告に接し、これを利用してしまったものであり、また、もし偽装ファクタリング業者への支払をしないときは、売掛先や勤務先に知られてしまうことを怖れている。これら偽装ファクタリング業者は、こうした資金需要者らの弱みにつけこんだ悪質な手法である。

4 違法ファクタリング業者の被害の根絶のための取組の必要性

金融庁は、2019年初めに、ホームページ上で、「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」に対する「アドバイス」として、次のとおり、注意喚起をした。

すなわち、「ファクタリング契約や売掛債権売買契約において、譲受人に償還請求権や買戻請求権が付いている場合、売掛先への通知や承諾の必要がない場合や、債権の売り主が譲受人から売掛債権を回収する業務の委託を受け譲受人に支払う仕組みとなっている場合は、ファクタリングを装ったヤミ金融の可能性が高いことから、相手方業者の貸金業登録の有無を確認のうえ、手数料（又は債権額と買取額の差）が年率換算で事実上の高金利になっていないか、十分にご注意ください。」というものである。

しかし、このような注意喚起にもかかわらず、その後も、インターネット上などでは、あたかも、合法な金融サービスであるかのように、堂々と、違法なファクタリング取引の宣伝広告が行われている。その結果、このような偽装ファクタリング業者による被害は、さらに増大している。しかも、被害にあっても泣き寝入りする者も少なくないと推認されるから、表に出ている被害は、あくまでも氷山の一角に過ぎないとも考えられる。

このような偽装ファクタリング業者による被害の拡大を踏まえ、金融庁は、2020年3月5日付で、一般的な法令解釈に係る書面照会手続に対する回答において、給与ファクタリングを業として行うことが貸金業法上の貸金業にあ

たるとの解釈を示しており、また、東京地方裁判所令和2年3月24日判決は、かかる給与ファクタリング契約は貸金業法第42条第1項により無効となることを明らかにしているところであるが、かかる被害を根絶するためには、関係各機関の一層の取組の強化が不可欠である。

5 関係各機関への要請

当会としても、このような偽装ファクタリング業者による被害が、社会問題と言いうるほどに拡大している現状を踏まえ、貸金業法及び出資法の潜脱を赦さず、引き続き被害救済に向けた取組を一層強化していく所存であるが、関係各機関に対し、以下の通り要請する。

このような偽装ファクタリング業者は、貸金業法に違反して、無登録で貸金業を営む者であり、出資法に違反して、同法所定の上限金利を超える利息の契約をし、これを受領し、又はその支払いを要求している者であるから、捜査当局（検察庁および警察）においては、その摘発・取締りを強化すべきである。

国（金融庁・法務省）は、都道府県及び国民生活センターは、かかる偽装ファクタリング業者についての実態把握に努め、広く国民に対し、その手法を公開し、これら偽装ファクタリング業者を利用することのないように注意喚起するとともに、すでに偽装ファクタリング業者を利用してしまった被害者のための相談体制を強化すべきである。

このように、現行法の範囲内においても、関係各機関の取組の強化によって、偽装ファクタリング業者について、適切な規制及び取り締まりを行うべきであるが、さらに、「金銭の貸付け」について法解釈上の疑義が生じる余地のないようにし、法の潜脱を許さないためには、国（衆議院・参議院・金融庁・法務省）において、貸金業法第2条、第42条及び出資法第7条の改正を行うことも、検討すべきである。

以上

いわゆる「給与ファクタリング」と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明

近時、「給与ファクタリング」等と称して、業として、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取った上で金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行う者（以下「給与ファクタリング業者」という。）が急増している。新型コロナウイルス感染症の影響から生活が困窮し、給与ファクタリング業者に手を出してしまうケースが増加している。

給与ファクタリング業者は、自らの行っている業務は「債権の売買」であり、「金銭の貸付け」には当たらないから、貸金業法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の適用を受けないと主張し、あたかも合法な資金融通サービスであるかのようにホームページ等で宣伝・広告をし、広く顧客を募っている。

しかしながら、労働者が使用者に対して有する賃金債権について、労働者が賃金の支払を受ける前にそれを他に譲渡した場合においても、その支払については労働基準法第24条第1項が適用され、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない。そのため、「給与ファクタリング」と称するスキームにおいて、給与ファクタリング業者は、労働者に対してその支払を求めるほかない。そうであれば、当該スキームは、経済的に貸付けと同様の機能を有していると考えられ、貸金業法第2条第1項及び出資法第7条の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は授受」、すなわち「金銭の貸付け」に当たる。なお、貸金業の監督官庁である金融庁も、令和2年3月5日付で公表した同庁監督局総務課金融会社室長名の「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」において、同様の解釈としている。

したがって、給与ファクタリング業者が、貸金業の登録を受けずに、業として、「給与ファクタリング」と称する資金融通サービスを行うことは、貸金業法に違反する（同法第47条2号、第11条第1項）。また、給与ファクタリング業者が徴収する手数料は利息とみなされるから（出資法第5条の4第4項），これを年利に換算した場合に年109.5パーセントを超えているときは、出資法に違反する（同法第5条第3項）。上記のいずれも刑事罰の対象となる行為である。

この点、給与ファクタリング業者の多くは、年利に換算すると数百パーセント以上にも相当するような高額な手数料（債権額と買取金額の差額）を徴収しているのであって、かかる業者は貸金業法及び出資法に違反する違法なヤミ金融業者と断ずるほかない。

そこで、当連合会は、金融庁及び警察庁その他関係行政機関に対し、給与ファクタリング業者の取締りを徹底するよう求める。併せて、当連合会は、給与ファクタリング業者と称するヤミ金融の撲滅に向けて、相談体制を強化するなど、改めて努力する所存である。

2020年（令和2年）5月22日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

事業者向けにファクタリングを装って違法な貸付けを行う 業者の取締りの強化を求める会長声明

近年、事業者が取引先に対して有する売掛債権を買い取る形式で、業として、資金融通サービスを行う者（以下「ファクタリング業者」という。）が増加している。特に、最近では、新型コロナウイルス感染症の影響によって資金繰りに苦しむ中小企業の間で、このようなファクタリングが利用されている。

しかし、債権の買取代金が著しく低額であったり、高額な手数料を差し引いたりする仕組みのファクタリングを利用すれば、かえって資金繰りが悪化することになる。

ファクタリングと称し、売掛債権を買い取るという形式を採っていたとしても、債権の買取代金が債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料を差し引いたりする一方で、買い取った当該債権の管理・回収を自ら行わず、その売主に当該債権を回収させ、これをファクタリング業者に支払わせるものは、経済的に貸付けと同様の機能を有していると考えられるから、貸金業法第2条第1項や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第7条の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は授受」、すなわち「金銭の貸付け」に当たるものである。

したがって、貸金業の登録を受けずに、業として、上記のような金銭の貸付けに当たる資金融通サービスをファクタリング業者が行なうことは、貸金業法に違反する（同法第47条2号、第11条第1項）。また、上記のようなファクタリング業者が徴収する手数料は利息とみなされるから（出資法第5条の4第4項），これを年利に換算した場合に年20%を超えていたときは、出資法に違反する（同法第5条第2項。さらに年109.5%を超えていたときの重罰規定として同条第3項）。これらは、いずれも刑事罰の対象となる行為である。

加えて、民事的には、手数料が年利換算で年15～20%を超えていたときは利息制限法により制限超過部分が無効となる上、さらに年109.5%を超えていたときは、貸金業法第42条1項により契約全部が無効となるものである。

そこで、当連合会は、金融庁及び警察庁その他関係行政機関に対し、中小企業が違法なファクタリング業者の被害に遭わないための注意喚起を積極的に行なうとともに、貸金業法及び出資法に違反する違法なファクタリング業者の取締りを強化するよう求める。併せて、当連合会は、これら違法なファクタリング業者を利用した被害者の救済に向けて、相談体制を強化するなど、改めて努力する所存である。

2020年（令和2年）6月17日

日本弁護士連合会

会長 荒 中